

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県京都郡苅田町大字与原2210番地の2

氏 名 株式会社みやこ産業
代表取締役 金谷 相勲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許 可 の 年 月 日 令和 4 年 2 月 18 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 2 月 17 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

金属くず、ガラスくず等（以上2品目については、自動車等破砕物を含む。）、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、政令第2条第13号廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上10品目

積替え、保管を含む。

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、鉱さい、ばいじん（廃プラスチック類については、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上6品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地 福岡県京都郡苅田町長浜町1番10

面 積 500㎡

産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、鉱さい、ばいじん（廃プラスチック類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

保 管 上 限 2,439㎡

積み上げることができる高さ 6m

所 在 地 福岡県京都郡苅田町与原2210番2

面 積 1,650㎡

産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、鉱さい、ばいじん（廃プラスチック類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

保 管 上 限 1,980㎡

積み上げることができる高さ 6m

（裏面に続く）

(裏面)

所在地	福岡県京都郡苅田町新浜町1番5
面積	2,047㎡
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）、鉱さい、ばいじん（廃プラスチック類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）
保管上限 積み上げることができる高さ	2,456㎡ 6m
以下余白	

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年	6月22日	変更許可により取扱品目（汚泥、木くず、金属くず、ガラスくず等）の追加
平成9年	2月18日	更新許可
平成11年	3月29日	変更許可により取扱品目（汚泥）の限定解除及び取扱品目（ゴムくず）の追加
平成14年	2月18日	更新許可
平成19年	2月18日	更新許可
平成23年	6月27日	変更許可により取扱品目（廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、政令第2条第13号廃棄物）の追加及び取扱品目（廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類）の限定解除
平成24年	2月18日	更新許可
平成29年	2月18日	更新許可
令和4年	2月18日	更新許可
令和5年	10月24日	変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・☒ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください